

## モバイル・コンテンツ・フォーラム

**1. 意見要旨**

当該、著作権等管理事業法の目的である、「著作権及び著作隣接権の管理を委託する者の保護と著作物等の利用を円滑にする」を実現するためには、権利者の保護だけでは不十分であり、利用者が安心して利用できる環境を提供することではじめて法の目的を実現できる点により注力すべきであると考える。

このような中、著作権等管理事業者が委託者及び利用者に円滑な利用環境を提供する責務を全うするには、社会的に信頼されるにたる最低限の適格性を持つとともに管理事業全体を円滑に運営するシステムの必要性があると考え意見を提出する。

**2. 2段階の登録制度の導入**

複数の著作権等管理事業者が存在する環境になったことで、管理事業者間で管理している著作物が重複する等の混乱が発生し円滑な利用環境を提供していると言い難い状況がある。よって著作権等管理事業者の登録を、以下のように2段階とすべきである。

第1段階：著作権の管理委託契約を可能とする登録

第2段階：管理している著作物の利用許諾を可能とする登録

第1段階から第2段階への登録では、管理委託契約が適法に行われているか精査すべきである。

**3. 定期的な立入調査と結果の一般への公表について**

上記のように登録後に円滑な利用環境を提供する運営が行われているか定期的な立入検査と結果を一般に公表すべきである。一般に公表することで、権利者及び利用者は、著作権等管理事業者の運営実態に対する情報から自己責任で判断することが可能となる。現状では権利者及び利用者ともに当該著作権等管理事業者との契約と運営が円滑に行われるか自己責任をとるだけの判断ができない状況である。

**4. 著作権等管理事業者の義務規定と罰則の整備****a. 利用者が提供した情報の目的外利用の禁止と罰則の整備**

現在、個人情報保護法でも取得した情報の目的外利用に関しては原則禁止されている状況であることから考えても、企業機密に関する情報を取り扱う著作権等管理事業者には、個人情報保護法と同様かそれ以上の義務規定と罰則が適用されるべきと考える。

**b. 利用者の請求による使用料規定と管理している著作物リストの通知義務化と罰則の整備**

利用者に対する情報提供は、事業所での掲示等が認められているが円滑な利用を促進する著作権等管理事業者には、権利者に対して行っているのと同じように利用者からの請求に対して通知する義務と罰則を設けるべきである。

## c. 管理している著作物に関する権限を証明する書類等の提供を義務化

著作権等管理事業者が複数存在する環境では、利用者がどの著作権等管理事業者と契約すべきか判断できるだけの根拠を積極的に提供する義務規定を設けるべきである。

5. 複数の著作権等管理事業者間の情報提供と調整を行うシステムの必要性  
当該法律の施行によって、複数の著作権等管理事業者が成立してきたのは好ましいことであるが、管理している著作物の移動の把握が困難になっている。またストリーミング等の包括的な契約条件では、著作権等管理事業者間を調整する膨大な作業が発生しており円滑な利用を阻害している。

よって、このような状況に対応するシステムを監督官庁か著作権等管理事業者の業界で整備する必要があると考える。